

意見書案提出書

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を
求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙の
とおり提出します。

令和2年3月19日

提出者

賛成者

本間利博	高橋和樹	山形健二	大日向香輝	青山 豊
加藤勝義	奥山豊和	寿松木孝	鈴木勝雄	立身万千子
菅原亀代嗣	菅原正志	佐藤誠洋	高橋聖悟	木村清貴
塩田 勉	佐々木喜一	遠藤忠裕	小野正伸	佐藤清春
佐藤忠久	土田百合子	菅原恵悦		

横手市議会議長 播磨 博一 様

理 由

高齢者が生活の質を落とすことなく快適に暮らしていくために、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を関係行政庁に要望する必要がある。

議会案第 2 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

高齢化が進んでいますが、私たちの周辺でも高齢の難聴者が増えています。「人の話が聞きづらく、人と会うのがおっくうになる」「耳が聞こえにくくなって、集まりや会議、講演会などに行く気がしなくなった」「会話がかみあわない」という声が多くあります。

このように加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。また最近では、うつや認知症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、うつや認知症につながるのではないかと考えられています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないようですが、補聴器使用率は欧米諸国と比較して低いとされており、補聴器の普及が求められています。しかし、日本において補聴器の価格が片耳あたり約 15 万円から 30 万円と高額で、保険適用がないため全額自己負担となっております。

身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障がい者である高度・重度難聴者の場合は、補装具支給制度により 1 割負担です。中等度以下の場合は、約 9 割の人は自費で購入しているため、特に低所得の年金暮らしの高齢者に対する配慮が欠けているといわざるを得ません。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本では一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入助成を行っているのみで、多くの自治体は財政が厳しく制度創設は困難な現状です。

補聴器のさらなる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることが期待されます。

よって、国及び政府においては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出いたします。

令和 2 年 3 月 1 9 日

横手市議会議長 播磨 博一

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様